

この届出(被扶養者異動届)に添付して提出するもの一覧

添付していただく書類は、すべて「コピー」でも受付いたします

1. 配偶者	<ul style="list-style-type: none"> 収入に関する証明書(公的なもの) ※注1 年金を受給している人は直近の年金振込通知書 20歳以上60歳未満は国民年金第3号被保険者にかかる届書 内縁関係の場合は同居の住民票(続柄が記載されている) ※注2 	5. 配偶者の子のつづき	<ul style="list-style-type: none"> イ 昼間部の学生(大学生・予備校生・専門学生・高校生等) ・ 学生証または、在学証明書 ※注2 〔昼間部の高校生は備考欄に学校名・学年を記入すれば省略可〕 ・ 同居の住民票(続柄が記載されている) ※注2
2. 子孫兄弟姉妹	<ul style="list-style-type: none"> ア 昼間部の学生(大学生・予備校生・専門学生・高校生等) ・ 学生証または、在学証明書 ※注2 〔昼間部の高校生は備考欄に学校名・学年を記入すれば省略可〕 イ 昼間部の学生以外(定時制・通信制を含む) ・ 収入に関する証明書(公的なもの) ※注1 ・ 年金を受給している人は直近の年金振込通知書 		<ul style="list-style-type: none"> ウ 昼間部の学生以外(定時制・通信制を含む) ・ 収入に関する証明書(公的なもの) ※注1 ・ 年金を受給している人は直近の年金振込通知書 ・ 同居の住民票(続柄が記載されている) ※注2
3. 父母祖父母	<ul style="list-style-type: none"> 収入に関する証明書(公的なもの) ※注1 年金を受給している人は直近の年金振込通知書 	6. 配偶者の兄弟姉妹3親等以内の親族	<ul style="list-style-type: none"> ア 義務教育終了前 ・ 同居の住民票(続柄が記載されている) ※注2
4. 配偶者の父母 配偶者の祖父母	<ul style="list-style-type: none"> 同居の住民票(続柄が記載されている) ※注2 収入に関する証明書(公的なもの) ※注1 年金を受給している人は直近の年金振込通知書 		<ul style="list-style-type: none"> イ 昼間部の学生(大学生・予備校生・専門学生・高校生等) ・ 学生証または、在学証明書 ※注2 〔昼間部の高校生は職業欄に学校名・学年を記入すれば省略可〕 ・ 同居の住民票(続柄が記載されている) ※注2
5. 配偶者の子	<ul style="list-style-type: none"> ア 義務教育終了前 ・ 同居の住民票(続柄が記載されている) ※注2 		<ul style="list-style-type: none"> ウ 昼間部の学生以外(定時制・通信制を含む) ・ 収入に関する証明書(公的なもの) ※注1 ・ 年金を受給している人は直近の年金振込通知書 ・ 同居の住民票(続柄が記載されている) ※注2

《 届出の際の注意事項 》

※注1	<ul style="list-style-type: none"> 「課税(非課税)証明書」や「所得課税証明書」などは、各市町村役場によっては書式・内容が異なります。必ず収入の内訳がある書式のものをご用意ください。 源泉徴収票は、収入に関する証明書に含まれませんので、ご注意ください。 自営業等で給与所得でなく、事業所得、不動産所得等がある方は直近の確定申告書(第一表、第二表、損益計算書又は収支内訳書)を添付してください。 退職したばかりの場合は退職証明書、もしくは離職票、また自営業だった場合は廃業証明書等を添付してください。
※注2	<ul style="list-style-type: none"> 「住民票」や「在学証明書」は、必ず事実の発生日以後、3ヶ月以内に発行したものを添付してください。
その他	<ul style="list-style-type: none"> 失業給付受給中は、支給額が1日あたり3,612円(60歳以上にあつては5,000円)以上の場合、扶養認定を受けることはできません。 失業給付が終了した場合は、上記添付書類に雇用保険受給資格者証の両面を付け加えてください。 夫婦共同で扶養している家族を認定する場合 ⇒ 原則として年間収入の多い方の扶養家族として認定します。 <p>確認書類としては、配偶者の収入に関する証明書(公的なもの)※注1、年金を受給している人は年金振込通知書、その他※注1に準ずる書類を添付してください。</p>